

# 選挙に関する規程

## (目的)

第1条 本規程は、東京都公立高等学校PTA連合会（以下、本会という）施行細則第13条に基づき、会長選挙に関する選挙管理委員会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

## (実務)

第2条 選挙管理委員会は次の実務を行う。

1. 選挙の告示および再告示
2. 立候補届出書および所信表明書の受付、資格審査、追加募集
3. 選挙資料および選挙公報の送付
4. 投票および開票実務
5. 選挙資料の開示、選挙の異議申し立ての受付
6. 選挙の確定と選挙結果の開示発表
7. その他、選挙管理に必要な事項

## (構成)

第3条 選挙管理委員会は、各地区の単位PTA会長から1名ずつ選出された選挙管理委員によって構成する。

2. 会長選挙の立候補者、副会長、地区長、理事、評議員および監事は選挙管理委員会の構成員にはなれない。

## (任期)

第4条 選挙管理委員の任期は、原則として当該年度定期総会より次年度定期総会までとする。ただし補充された選挙管理委員の任期は前任者の残りの期間とする。また、再任は妨げない。

## (委員長等の選任)

第5条 選挙管理委員会は、委員の互選により委員長、副委員長、書記および会計各1名を選出する。

## (選挙の告示)

第6条 会長選挙は全地区より立候補者を募り、全体より会長1名を選出する。

2. 会長選挙はその選挙日の少なくとも5週間前に、選挙の日時、場所、立候補届出期間、その他必要と認めた事項について告示する。告示方法は、本会のホームページおよび当該年度加盟単位PTAを通じて、各単位PTA会長およびPTA会長OBの立候補有資格者に通知するものとする。なお、連絡先不明あるいは不在のため連絡が取れない場合はこの限りでない。

## (立候補資格および届出)

第7条 立候補資格は当該年度加盟の単位PTA会長および単位PTA会長退任年度を含めて3年以内の者（当該年度本会加盟校に限る、ただし閉校または閉課程校についてはこの限りでない）とする。

2. 会長の立候補に際しては、3名以上5名以下の推薦人を必要とする。推薦人は第9条に定められた選挙権者でなければならない、重複して他の立候補者の推薦人になることはできない。
3. 会長に立候補する者は、受付期間の終了までに立候補届出書に所信表明書およ

び推薦書を添えて選挙管理委員会に郵送またはメール便、持参等により提出する。

(資格審査、受付状況の開示、追加募集)

第8条 選挙管理委員会は立候補の提出書類を確認し資格審査を行い、受領確認証を立候補者に交付する。また、所属地区名、立候補者氏名、審査結果等の受付状況について所定の方法でこれを開示する。

2. 資格審査では第7条を満たしていることを書面にて確認する。

3. 立候補者が複数名に満たない場合は、ホームページ等で少なくとも1週間の追加受付期間を設け追加募集を行うことを通知する。追加の立候補者は第7条第3項によって提出書類を選挙管理委員会に送付する。

(選挙権者)

第9条 会長選挙における選挙権者は、当該年度の加盟単位PTA会長(または代理人)、運営委員会構成員とする。

(立候補者の公示および選挙公報の送付)

第10条 選挙管理委員会は立候補の最終受付締め切り後、第9条の選挙権者当該立候補者に、立候補者の所属地区名、立候補者氏名、経歴、所信表明内容等を書面にて通知する。

(立候補辞退)

第11条 立候補を辞退しようとするときは、その旨を立候補辞退届出書により選挙管理委員会に届出しなければならない。

(立会演説会)

第12条 選挙投票日には立会演説会を開催し、候補者は口頭にて所信表明を行う。

2. 立会演説会では、推薦人による応援演説をすることができる。ただし、立候補者1名につき応援演説者1名までとする。

(投票)

第13条 投票は投票日当日定められた投票所において第9条に規定する選挙権者が無記名によって行う。

2. 島嶼(しょ)地区は前項にかかわらずFAX等により選挙管理委員会宛への期日前投票を行うことができる。

3. 第9条に規定する代理人は、選挙の行われる当該年度の単位PTA会長と同一PTAの会員とし、投票日当日選挙管理委員会に委任状の提出をもって代理人とみなす。

(当選)

第14条 第13条の投票の結果有効投票の過半数を得た者を当選とする。

2. 会長の立候補者が1名の場合、信任投票を行い、過半数をもって当選とする。

(決選投票および当選者の決定)

第15条 有効投票の過半数を得たものがない場合は、上位2名による決選投票を行い、上位の者を当選とする。

2. 決選投票において得票数が同数の場合は選挙管理委員会の定める抽選方法により当選者を決定する。

(再告示)

第16条 立候補者がいない場合、または第14条第2項により会長立候補者が信任さ

れなかった場合は、選挙管理委員会は所定の手続きにより再告示を行う。

(選挙資料の開示と異議申し立て)

第17条 選挙終了後、選挙に関わる資料は本会事務所にて開示する。選挙結果に対する当該選挙権者および当該立候補者の異議申し立ては選挙日から7日以内に選挙管理委員会に行う。

2. 異議申し立て内容は、本規程に沿って適正に実施されたかに限るものとし、選挙管理委員会は申し立て受領後、速やかに回答する。

(選挙の確定および結果の開示)

第18条 選挙は第17条の異議申し立て期間の終了日を持って確定し、選挙結果について速やかにこれを開示する。

(不適格事由に伴う取り扱い)

第19条 当選者が選挙確定後の総会における報告までの期間に下記に該当する事由により、職務遂行が困難または不適切であると選挙管理委員会が判断し、運営委員会がこれを承認した場合、当該投票の次点者をもって当選者とする。

2. 次点者の得票数が有効投票数の5分の1以上を必要とし、これに満たない場合は改めて選挙の告示を行い、所定の手続きにて選挙を行う。

(判断事由例)

- ① 本人の死亡
- ② 本人からの辞退申し出
- ③ 被選資格の喪失
- ④ 長期療養を要する疾病
- ⑤ 刑事罰等を受けた時

付則

- ・本会の会長は、委員長に対して会議に出席を求めることができる。
- ・第12条（立会演説会）及び13条（投票）において、社会情勢の変化によりその開催又は実行することが困難である場合は、電子投票又は別の方法を用いて実行することができることとする。ただし、本付則を行使する場合は、選挙公示日1週間前までに運営委員会開催し、その議決権者総数、過半数の可決をもって実行することとする。

本規程は、平成10年12月13日より施行する。

平成	12年	6月	24日	改正	同年	6月	25日	施行
平成	16年	4月	17日	改正	同年	4月	20日	施行
平成	19年	12月	6日	改正	同年	12月	7日	施行
平成	20年	2月	1日	改正	同年	2月	2日	施行
平成	20年	5月	15日	改正	同年	5月	16日	施行
平成	21年	5月	21日	改正	同年	5月	22日	施行
平成	23年	1月	26日	改正	同年	1月	28日	施行
平成	25年	4月	11日	改正	同年	4月	12日	施行
平成	27年	1月	28日	改正	同年	1月	29日	施行
令和	3年	1月	12日	改正	同年	1月	13日	施行